

第一号様式（第五条第三項関係）（A4）

（第一面）

耐震診断の結果の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第7条の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

（注意）

報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[建築物の名称]	
[地名地番]	
[建築物の階数]	地上 階 地下 階
[延べ面積]	m ²
[建築面積]	m ²
[構造方法]	造 一部 造
[用途]	
[法第7条における建築物の区分]	1 法第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 【区分】 () 【大規模地震が発生した場合の建築物の利用方法】 ()
	2 その敷地が法第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【都道府県耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 ()
	3 その敷地が法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【市町村耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 ()

(注意)

1. [建築物の名称] の欄は、戸建ての住宅にあつては、記入する必要はありません。
2. [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、用途をできるだけ具体的に記入して下さい。
3. [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【区分】には、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第2条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。
4. [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【区分】で「第22号」と記入した場合のみ [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【大規模地震が発生した場合の建築物の利用方法】を記入して下さい。

(第三面)

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が定める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

(第四面)

4. 耐震診断の概要

イ. 耐震診断の実施年月日

年 月 日

ロ. 耐震診断の方法の名称

--

ハ. 実地調査の概要

--

(注意)

実地調査の概要の欄には、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

ニ. 耐震診断の結果

--

(注意)

耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

(第五面)

ホ. 耐震改修、建替え又は除却の予定

[事業の内容]	耐震改修	・	建替え	・	除却
[着工予定時期]			年		月
[完了予定時期]			年		月
[その他]					

(注意)

1. この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法第9条の規定による公表を希望する場合に記載して下さい。
2. 「事業の内容」欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

第二号様式（第十条第九号関係）（A4）

登録資格者講習修了証明書

（氏 名）

年 月 日生

証 明 書 番 号 第 号

講習修了年月日 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号の登録資格者講習
（ 造耐震診断資格者講習）を修了したことを証する。

平成 年 月 日

講習実施機関名

代表者名

印

第三号様式（第二十四条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期間1年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第15条 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第六号様式（第二十八条第二号、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係）（A4）

木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況

[欠込みの有無]
[筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態]
[継手又は仕口の緊結の状態]
[防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容]

第九号様式（第二十八条第五項関係）（A 4）

[工事に係る建築物について容積率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項]

[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]

[工事により容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由]

第十号様式（第二十八条第六項関係）（A4）

[工事に係る建築物について建ぺい率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項]

[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]

[工事により建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由]

第十二号様式（第三十三条第一項及び第二項第二号関係）（A4）
（第一面）

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]	
[建築物の階数]	地上 階 地下 階
[延べ面積]	m ²
[建築面積]	m ²
[構造方法]	造 一部 造
[用途]	

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	m ²			
[建築面積]	m ²			
[構造方法]	造		一部	造
[用途]				

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第三面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

(所管行政庁名) 印

下記による申請書の記載の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築物の位置

3. 建築物の概要

- ①用途
- ②延べ面積
- ③その他の事項


<h2>基準適合認定建築物</h2>
<p>この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。</p>
<p>建築物の名称 建築物の位置 認定番号 認定年月日</p>
<p>認定者</p>

（注意）

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。
3. 第35条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
4. 基準適合認定建築物が戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。

第十六号様式（第三十六条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期間1年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

（所管行政庁名） 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第22条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第十七号様式（第三十七条第一項関係）（A4）
（第一面）

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者（管理者等）の氏名又は名称
及び法人にあってはその代表者の氏名 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第1項の規定に基づき、区分所有建築物
について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1. 区分所有建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]	
[建築物の階数]	地上 階 地下 階
[延べ面積]	m ²
[建築面積]	m ²
[構造方法]	造 一部 造
[用途]	

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第三面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

(所管行政庁名) 印

下記による申請書の記載の区分所有建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 区分所有建築物の位置
3. 区分所有建築物の概要
 - ①用途
 - ②延べ面積
 - ③その他の事項

第十九号様式（第三十九条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期間1年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第5項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第二十号様式（第五十条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期間1年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第41条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

- 第41条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一号様式（附則第三条関係）（A4）

（第一面）

耐震診断の結果の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）附則第3条第1項の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

（注意）

報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[建築物の名称]			
[地名地番]			
[建築物の階数]	地上	階	地下 階
[延べ面積]	m ²		
[建築面積]	m ²		
[構造方法]	造 一部 造		
[階別用途別床面積]	(用途) (床面積)		
【階別用途別】	階	()	(m ²)
		()	(m ²)
	階	()	(m ²)
		()	(m ²)
	階	()	(m ²)
		()	(m ²)
	階	()	(m ²)
		()	(m ²)
【用途別】		()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
[危険物]			
【区分】			
【貯蔵量又は処理量】			
【外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離】			

(第三面)

(注意)

1. [階別用途別床面積]の欄の【階別用途別】は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条第1項各号に掲げる建築物の用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。
2. [階別用途別床面積]の欄の【用途別】は、【階別用途別】の用途ごとに床面積の合計を記入して下さい。
3. [危険物]の欄の【区分】は、令第7条第2項各号に掲げる危険物の区分のうち、該当するものを記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。
4. [危険物]の欄の【貯蔵量又は処理量】は、【区分】に記入した危険物の区分ごとに、その貯蔵量又は処理量を記入して下さい。
5. [危険物]の欄の【外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離】は、消防法第2条第7項に規定する危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又はマッチの貯蔵場又は処理場であって、川、海その他これらに類するものに接するものにあつては、外壁又はこれに代わる柱の面から川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離を記入して下さい。

(第四面)

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第五面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が定める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

(第六面)

4. 耐震診断の概要

イ. 耐震診断の実施年月日

年 月 日

ロ. 耐震診断の方法の名称

--

ハ. 実地調査の概要

--

(注意)

実地調査の概要の欄には、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

ニ. 耐震診断の結果

--

(注意)

耐震診断の結果の欄には、耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

(第七面)

ホ. 耐震改修、建替え又は除却の予定

[事業の内容]	耐震改修	・	建替え	・	除却
[着工予定時期]			年		月
[完了予定時期]			年		月
[その他]					

(注意)

1. この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法附則第3条第3項において準用する法第9条の規定による公表を希望する場合に記載して下さい。
2. 「事業の内容」欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

第二十二号様式（附則第四条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期間1年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項の規定において準用する法第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

（所管行政庁名） 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

- 第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

- 第3条 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。
- 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。